

2020年2月21日

各 位

会 社 名 バリオセキュア株式会社 代表者名 代表取締役社長 稲 見 吉 彦 (コード番号: 4494 東証市場第二部) 問合せ先 取締役社長室長 礒 江 英 子 (TEL. 03-5577-2090)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年2月21日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1. 引受人の買取引受による株式売出しの件
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,720,400 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区神田錦町三丁目 23 番地

アイ・シグマ事業支援ファンド 2 号投資事業 2,715,600 株 有限責任組合

東京都千代田区神田錦町三丁目 23 番地

アイ・シグマBAF役職員ファンド5アイ組 合 4,800 株

(注) アイ・シグマ事業支援ファンド2号投資事業有限責任組合及びアイ・シグマBAF 役職員ファンド5アイ組合の住所は、2020年2月25日より、「東京都千代田区大手町一丁目5番1号」に変更される予定であります。

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、SM BC日興証券株式会社、大和証券株式会社、いちよし証券株式会社、みずほ証券株式会社、岡三証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社及びマネックス証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。引受価額は売出価格と同時に決定するものとする。
- (4) 売 出 価 格 未定(売出価格の決定にあたり、2020年3月9日に仮条件 を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、 2020年3月18日に決定する。)

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」を ご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。



- (5) 申 込 期 間 2020年3月19日(木曜日)から 2020年3月25日(水曜日)まで
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 株式受渡期日 2020年3月30日(月曜日)
- (8) 前項各項を除くほか、この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の 取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。
- 2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 408,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 408,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における売出価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。



【ご参考】

- 1. 株式売出しの概要
- (1) 売 出 株 式 数

普 通 株 式 引受人の買取引受による株式売出し 2,720,400 株 オーバーアロットメントによる株式売出し 408,000 株 (※)

- (2) 需要の申告期間 2020年3月11日(水曜日)から 2020年3月17日(火曜日)まで
- (3) 価格決定 日 2020年3月18日(水曜日) (売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4)申 込 期 間 2020年3月19日(木曜日)から 2020年3月25日(水曜日)まで
- (5) 株式受渡期日 2020年3月30日(月曜日)
- (※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる株式売出しのために、野村證券株式会社が当社株主であるアイ・シグマ事業支援ファンド2号投資事業有限責任組合及びアイ・シグマBAF役職員ファンド5アイ組合(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、408,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2020年4月24日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村證券株式会社は、2020年3月30日から2020年4月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。



2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や財政状態を総合的に勘案した上で、利益配当を実施していくことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に収益力を高め、市場ニーズに応える販売活動及び開発体制を強化し、また、経営管理体制の強化を図るために有効活用してまいりたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、毎年2月末日を基準日とした年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、中間配当を毎年8月31日を基準日として取締役会の決議によってすることができる旨を定款に定めております。

2019 年 2 月期の配当につきましては、新規採用・教育や新規開発への投資があることから配当を実施しておりません。株式上場後については、IFRS ベースの配当性向 30% を目標としつつ、会社法上の分配可能額の範囲内で、かつ、キャッシュフローの状況等を勘案した上で、安定的な配当を目指すことを基本方針(注)としております。

(注) 各事業年度において、IFRS ベースの配当性向 30%による剰余金の配当等が行われることを保証するものではありません。

(4) 過去の2決算期間の配当状況

	2018年2月期	2019年2月期
基本的1株当たり 当期	160.17円	121. 58 円
1 株当たり配当額	一円	一円
(うち1株当たり中間配当額)	(一円)	(一円)
実績配当性向	-%	- %
自己資本利益率	28. 03%	16. 95%
資 本 配 当 率	-%	-%

- (注) 1.2019年2月期より、IFRSに基づいた財務諸表を作成しておりますが、比較情報として2018年2月期よりIFRSに基づいた財務諸表を作成しております。
 - 2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 3. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び資本配当率については、配当を行っておりませんので、記載しておりません。
 - 4. 自己資本利益率は、当期利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。



5. 当社は、2019年11月21日付で普通株式1株につき、20株の株式分割を行っておりますが、2018年2月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

3. ロックアップについて

上記1. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるアイ・シグマ事業支援ファンド2号投資事業有限責任組合及びアイ・シグマBAF役職員ファンド5アイ組合は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2020年6月27日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記1. の引受人の買取引受による株式売出し、上記2. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること及びその売却価格が売出価格の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。)は行わない旨合意しております。

また、当社新株予約権者である稲見吉彦、山森郷司、亀松節子、梶浦靖史、礒江英子及びその他 45 名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 90 日目の 2020 年 6 月 27 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2020年9月25日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予 約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数 基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資 家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当など を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上